

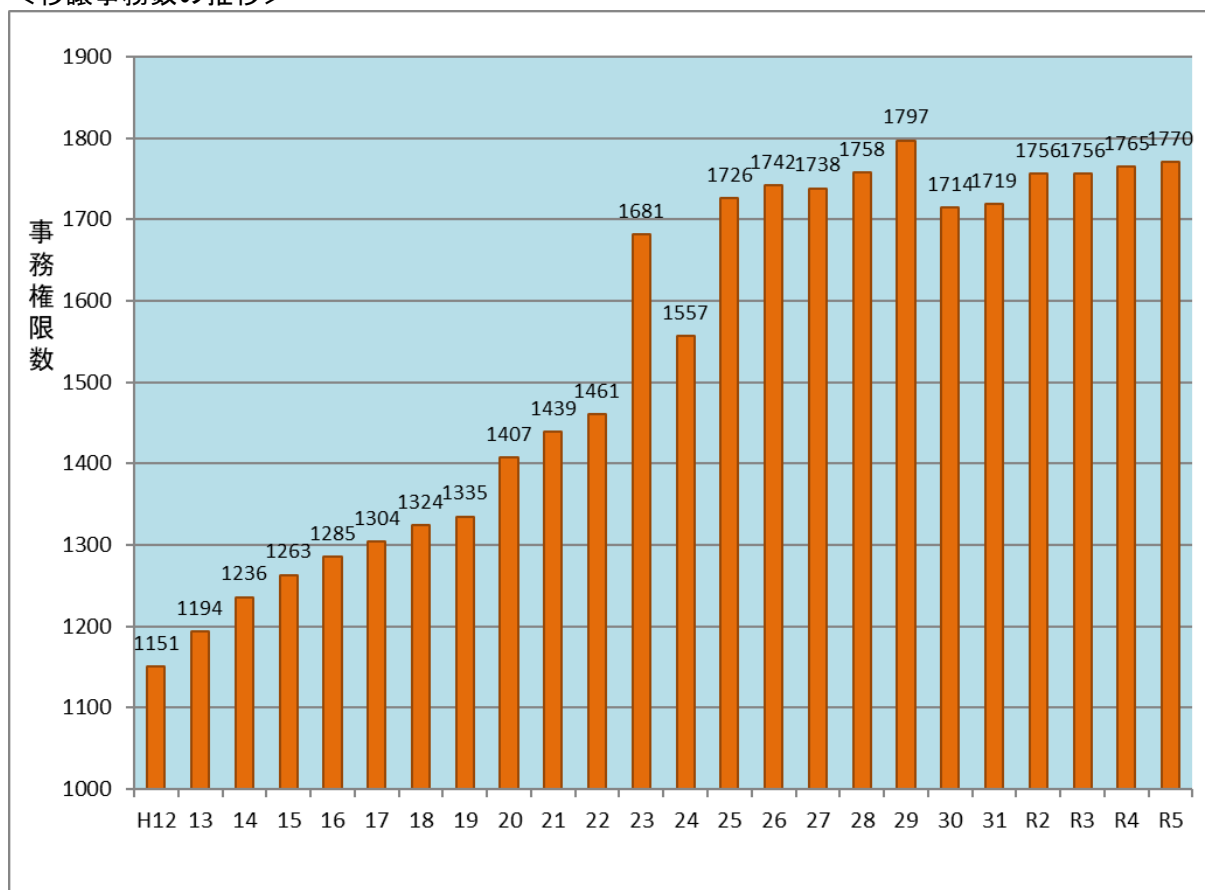
市町村への権限移譲について

令和 5 年 4 月
行政 経営 課

1 福島県における市町村への権限移譲の概況

- 福島県では、平成 12 年の地方分権一括法の施行に先駆け、平成 10 年に「権限移譲に当たっての基本的な考え方」を取りまとめ、さらに平成 18 年度からは市町村の選択による「オーダーメイド権限移譲」を採用し、住民に身近な市町村が主体的に地域づくりに取り組めるようにする観点から、市町村の自主性を尊重した権限移譲を推進してきた。
- これらの取り組みの結果、市町村へ移譲した事務権限の数は令和 5 年 4 月 1 日現在で 1,770（うちオーダーメイド分 440）となる。

<移譲事務数の推移>



- ※ 平成 24 年 4 月には「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）」の一部施行により、新たに市町村の事務権限となったものが除かれたため減少。
- ※ 平成 27 年度は第 3 次一括法により減少。
- ※ 平成 30 年度は福島市の中核市移行により、中核市に係る事務権限が除かれたため減少
- ※ ふくしま新生プランの指標「市町村への移譲権限数」の目標「平成 32 年度までに累計 1,700 件以上」を平成 25 年度に達成

◆ 移譲済み事務権限の概要 (R5.4.1 現在)

区分	対象	数	区分	対象	数	区分	対象	数
地方自治法(字界)	全	2	あん摩マッサージ指圧師関係	中	1	建築物衛生環境確保法関係	中	3
国土利用計画関係	全	8	死体解剖保存関係	中	5	墓地・埋葬法関係	部	4
統計調査関係	全	1	戦傷病者特別援護関係	部	2	工業開発関係	全	2
特定非営利活動促進法関係	部	36	心身障がい者共済関係	全	26	採石法関係	部	15
鳥獣保護関係	全	90	母子及び寡婦貸付関係	市	31	家畜伝染病予防法関係	全	1
浄化槽関係	部	27	薬剤師法関係	中	8	分収林関係	部	8
生活環境保全関係	部	88	覚せい剤取締法関係	い	21	農地法関係	部	52
猪苗代裏磐梯湖沼群関係	部	22	大麻取締法関係	い	1	砂利採取法関係	部	15
電気工事業の業務の適正化法関係	部	35	あへん法関係	い	1	土地改良法関係	部	108
火薬類取締法関係	部	66	麻薬及び向精神薬取締関係	い	44	農業協同組合法関係	部	20
武器等製造法関係	部	19	臨床検査技師関係	中	7	国交省所管公共用財産関係	全	41
人にやさしいまちづくり関係	全	10	温泉法関係	中	21	公有地拡大推進法関係	部	4
医療法関係	中	40	毒物劇物取締法関係	中	55	屋外広告物関係	部	25
保健師助産師関係	中	18	医薬品、医療機器等法関係	中	33	駐車場法関係	部	6
歯科技工士関係	中	1	精神保健関係	い	24	都市緑地保全法関係	部	20
医師法関係	中	8	栄養士法関係	中	17	都市計画法関係	部	49
歯科医師法関係	中	8	原爆被爆者援護法関係	中	69	租税特別措置法関係	全	12
理学療法士関係	中	7	動物愛護法関係	中	87	建築基準法関係	全	333
視能訓練士関係	中	7	犬危害防止関係	郡	9	旅券法関係	部	13
歯科衛生士関係	中	1	製菓衛生師法関係	中	7			
診療放射線技師法関係	中	16	クリーニング業法関係	中	9			
老人福祉法関係	部	6	調理師法関係	中	8			
特別児童扶養手当関係	部	35	精神通院医療関係	全	2			
						合計		1770

(凡例) 「全」: 全市町村、「中」: 中核市、「郡」: 郡山市、「い」…いわき市、「福」…福島市、「部」…一部の市町村

対象	項目数	事務権限数
市町村への権限移譲	65	1,770
うち「うつくしま権限移譲交付金」	33	1,128
うち「オーダーメイド権限移譲」	15	440

◆ 財政措置

- ・ 本課所管「うつくしま権限移譲交付金」のほか、各部所管の下記5つの交付金で市町村に交付。

No.	交付金名	担当部
1	福島県現住人口調査市町村交付金	企画調整部
2	福島県生活環境の保全等に関する条例に定める事務の委任に伴う施行事務費交付金	生活環境部
3	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼郡の保全に関する事務費交付金	生活環境部
4	戦傷病者特別援護法に基づく補装具給付等事務交付金	保健福祉部
5	中核市の事務処理の特例に関する交付金	保健福祉部

2 オーダーメイド権限移譲について

(1) オーダーメイド方式による権限移譲の実績

別資料のとおり

(2) 財政措置・人的支援等

- ・ 移譲した事務の内容に応じて、地方財政法の規定に基づき「うつくしま権限移譲交付金」を交付。

区分	内容	考え方
経常経費	1 移譲項目当たり 1 市町村 <u>10,000円</u> (毎年)	権限移譲を受けることにより、直接の事務処理の有無に関係なく、制度の運営に必要な事務処理体制を維持するための経費（窓口設置、相談対応、定期的な説明会出席等）。
準備金	1 移譲項目当たり 1 市町村 <u>20,000円</u> (初年度)	市町村において権限移譲を受ける際に必要な環境整備に要する初期経費（事務用品や参考図書の購入、申請書の印刷等）。
変動経費	(人件費+事務費) × 1.1 ^(※) × 処理件数	実際の事務を処理するために要する経費。事務処理 1 件あたりの単価により算定（許認可、届出の受理等）。

※ 移譲項目…一定の事務ごとに関係法令を括った単位（例：農地に関する事務（農地法・租税特別措置法））

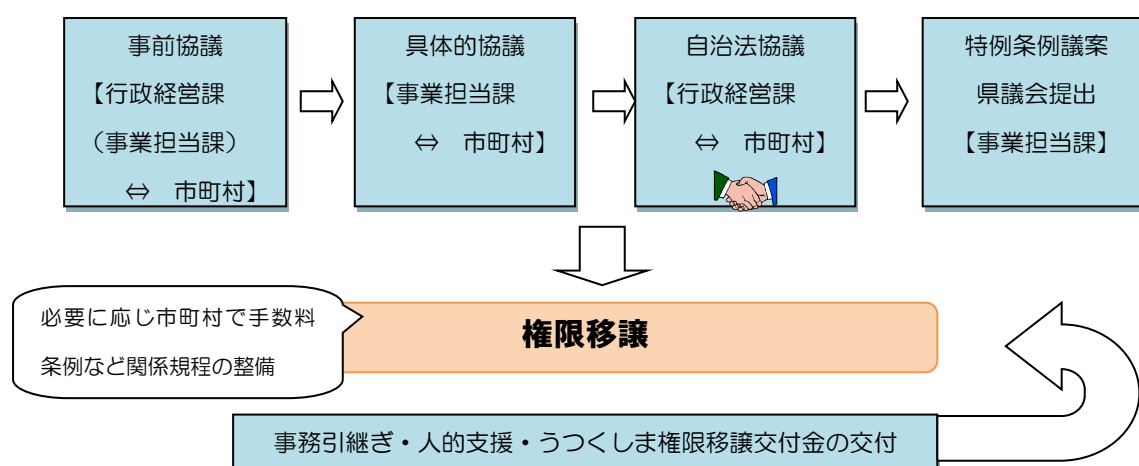
※ 市町村で処理する場合、スクールバス等の関係から県で処理した場合より負担増となることを考慮し 1 割を加算。

- ・ 「うつくしま権限移譲交付金交付要綱」で、原則として8月末までに交付額を決定し、交付。（平成26年度から、7月下旬までに「交付内示（交付予定額の通知）」を行っている。）
- ・ 交付額については、市町村からの実績報告に基づき決定するが、本課が指定する事務の実績確認を各地方振興局担当職員に依頼。
- ・ 移譲後も出先機関を対象とした県主催の説明会参加の呼びかけや個別案件の相談等に応じるなど、市町村におけるスムーズな事務処理が行われるまでの間、県による継続的な支援を行う。

<「うつくしま権限移譲交付金」の推移>

年度	交付金額（千円）	交付市町村数	年度	交付金額（千円）	交付市町村数
⑳	64,878	59	㉔	89,710	59
㉑	66,734	59	㉕	124,357	59
㉒	66,850	59	㉖	122,325	59
㉓	71,266	59	㉗	128,677	59
㉔	63,285	59	R2	141,951	59
㉕	70,478	59	R3	153,865	59
㉖	74,528	59	R4	138,524	59
㉗	82,977	59			

(3) オーダーメイド方式による権限移譲フロー



(4) 課題等

- ・ 移譲の進んでいる市町村に偏りが生じている。
- ・ 今後の事業推進については、復旧・復興状況を見極めつつ、市町村の意向を確認しながら対応していく必要がある。

● 参考

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例(同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。)を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。